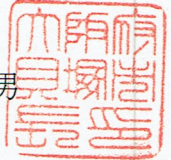


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 11 月 10 日

貝塚市長 藤原 龍男



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
麻生郷地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 28 年 11 月 7 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数
個人 26 経営体

4. 3の結果として担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない

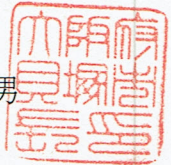
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地の出し手となる者が出てきた場合の対応として、農地中間管理機構の活用を推進する。

6. 地域農業の将来のあり方
地域の中心となる経営体については、主力作物として水ナスや三つ葉や春菊といった軟弱野菜が挙げられる。これらの生産者については、高付加価値化が図られるよう、加工販売の拡大やエコ農産物の推進を図る。それ以外の農業者については、都市部に近いという強みを生かし消費者のニーズに対応できるよう、多品目少量生産による経営確立を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 11 月 10 日

貝塚市長 藤原 龍男



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

南近義地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 11 月 7 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人 40 経営体

4. 3 の結果として担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手となる者が出てきた場合の対応として、農地中間管理機構の活用を推進する。

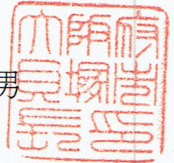
6. 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる経営体については、主力作物として水ナスや三つ葉や春菊といった軟弱野菜が挙げられる。これらの生産者については、高付加価値化が図られるよう、加工販売の拡大やエコ農産物の推進を図る。それ以外の農業者については、都市部に近いという強みを生かし消費者のニーズに対応できるよう、多品目少量生産による経営確立を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 11 月 10 日

貝塚市長 藤原 龍男



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北近義地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 11 月 7 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人 18 経営体

4. 3 の結果として担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手となる者が出てきた場合の対応として、農地中間管理機構の活用を推進する。

6. 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる経営体については、主力作物として水ナスやほれんそうや春菊といった軟弱野菜が挙げられる。これらの生産者については、高付加価値化が図られるよう、加工販売の拡大やエコ農産物の推進を図る。それ以外の農業者については、都市部に近いという強みを生かし消費者のニーズに対応できるよう、多品目少量生産による経営確立を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 11 月 10 日

貝塚市長 藤原 龍男



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

木島地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 11 月 7 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人 27 経営体

4. 3 の結果として担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手となる者が出てきた場合の対応として、農地中間管理機構の活用を推進する。

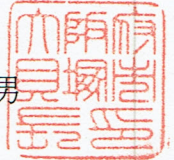
6. 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる経営体については、主力作物として水ナスや小松菜や春菊といった軟弱野菜が挙げられる。これらの生産者については、高付加価値化が図られるよう、加工販売の拡大やエコ農産物の推進を図る。それ以外の農業者については、都市部に近いという強みを生かし消費者のニーズに対応できるよう、多品目少量生産による経営確立を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 11 月 10 日

貝塚市長 藤原 龍男



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西葛城地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 11 月 7 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人 24 経営体

法人 1 経営体

4. 3の結果として担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手となる者が出てきた場合の対応として、農地中間管理機構の活用を推進する。

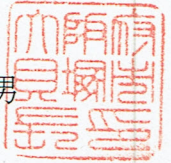
6. 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる経営体については、主力作物として水ナスやタケノコやミカンが挙げられる。これらの生産者については、高付加価値化が図られるよう、加工販売の拡大やエコ農産物の推進を図る。それ以外の農業者については、都市部に近いという強みを生かし消費者のニーズに対応できるよう、多品目少量生産による経営確立を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 11 月 10 日

貝塚市長 藤原 龍男



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

木積土地改良区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 11 月 7 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人 31 経営体

法人 2 経営体

4. 3 の結果として担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手となる者が出てきた場合の対応として、農地中間管理機構の活用を推進する。

6. 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる経営体については主力作物の水なす、みかん、たけのこを中心とした生産振興を図りつつ、木積朝市などの農産物直売所出荷に対応した多品目少量生産の経営確立を目指す。それ以外の農業者については新規就農者希望者への農地の利用権設定を進め、遊休農地の解消に努める。